

+GREEN×EXPO2027 泉佐野市催事に向けた調査・検討業務委託
仕様書

1 業務名

GREEN×EXPO2027 泉佐野市催事に向けた調査・検討業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月末日までとする。

ただし、主要調査項目の暫定整理については、令和8年10月末までに提出するものとする。

3 業務の目的

本事業は横浜市で開催される「GREEN×EXPO2027」において、令和9年6月27日（予定）に泉佐野市が大催事広場で実施する催事（だんじり展示、大阪の食の販売、泉佐野市観光PR等）を円滑かつ安全に実施するため、必要となる事前調査及び検討を行い、催事実施に向けた実効性の高い計画策定に資することを目的とする。

4 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容について調査・分析・検討を行い、催事実施に必要な計画案を作成するものとする。

以下の項目は想定される調査内容であり、受託者の提案に基づき、市と協議により決定する。

4-1 催事実施に向けた事前調査

(1) 会場条件調査

大催事広場における催事実施の可否及び条件を把握するため、調査を行う。

会場管理者との調整事項も含む。

(2) だんじり展示に関する調査

大型展示物である「だんじり」を安全に展示するため、調査を行う。

だんじり参加町との調整事項も含む。

(3) 飲食販売（大阪の食）に関する調査

フードゾーンの安全・衛生的な運営のため、調査を行う。

市内事業者・会場内飲食店舗との調整事項も含む。

(4) 観光 PR（泉佐野市観光施設紹介）に関する調査

観光 PR 効果を最大化するため、調査を行う。

観光協会や関係各署との調整事項も含む。

(5) 全体運営に関する調査

催事全体の安全かつ円滑な運営のため、調査を行う。

(6) 事務手続き・許認可調査

催事実施に必要な手続きについて、調査・検討事項を整理する。

(7) コスト試算

催事実施に必要な費用を算出し、必要予算を算出する。

(8) リスク調査

催事に伴うリスクを把握し、必要な対策を整理する。

各種保険関係も含む。

(9) 他自治体・他イベント事例調査

他自治体の国際博覧会級の事例の収集・整理を行う。

(10) 市との打合せ・議事録の作成

受託者は、業務の遂行にあたり必要に応じて市と打合せを行うものとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、市へ提出する。

(11) 実施計画案の作成（案・骨子レベル）

受託者は、前各号の調査結果を踏まえ、催事実施に必要な実施計画案（案・骨子レベル）を作成する。

本業務は「調査・検討業務」であるため、当日運営に使用する詳細マニュアルの作成までは求めないものとし、以下の項目は構成案・基本方針案・骨子レベルで作成する。

5 成果物

受託者は、本業務の成果として、以下の成果物を市に提出するものとする。

業務完了報告書（A4判、印刷製本、2部）

- ・本仕様書に基づき実施した全調査・検討内容を網羅的に記載したもの
- ・図表、レイアウト案、動線図、比較表等を含むこと
- ・調査結果に基づく考察及び泉佐野市催事への適用可能性を記載すること

暫定報告書（A4判、電子データ）

- ・令和8年10月末までに提出
- ・調査進捗、判明した課題、概算金額、今後の検討方針を整理したもの

業務完了報告書（電子データ一式）

- ・パワーポイント形式・Word形式またはExcel形式で提出
- ・図面、レイアウト案、動線計画案、比較表、チェックリスト等を含む
- ・市が再編集可能な形式とすること

業務完了報告書 概要版（A4判、電子データ）

- ・市内部説明用として、主要ポイントを簡潔にまとめた資料
- ・図表・レイアウト案等を含むこと

その他、本業務の遂行にあたり作成した資料一式

- ・調査票、整理表、比較表、分析資料
- ・レイアウト案、動線案、安全管理案、計画案の草案
- ・必要に応じて市が指定する形式で提出すること

6 成果品の管理及び帰属

本業務において作成した成果品（報告書、図面、データ等）の著作権及び所有権は、すべて泉佐野市に帰属するものとする。

受託者は、市の許可なく成果品を第三者に提供、複製、転載してはならない。

受託者は、本業務に関連して取得した情報を適切に管理し、漏えい、紛失等が生じないよう十分な措置を講じるものとする。

業務終了後、受託者は市の指示に従い、資料の返却または廃棄を行うものとする。

7 業務の適正実施に関する事項

- ・受託者は、本業務を適正に実施するため、以下の事項を遵守するものとする。
- ・本仕様書に基づき業務を実施すること。
- ・関係法令、条例、会場管理規程等を遵守すること。
- ・市と適宜協議し、必要に応じて報告を行うこと。
- ・調査にあたっては、最新の情報及び事例を収集し、適切に分析すること。
- ・秘密保持義務を負い、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・業務の全部または一部を第三者に再委託する場合は、市の承諾を得ること。
- ・成果物の品質確保のため、誤記・不整合・不備がないよう十分に確認すること。
- ・疑義が生じた場合は、市と協議のうえ解決すること。
- ・市が必要と認めた場合、追加説明または資料の提出を求めることができるものとし、受託者はこれに応じること。